

| 管理コード | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|---|-----------------|--|--|---|-------|-------|--|---|---|-------------|-------------|--|---------|---------------------------------|-------|------|------------|
| 090010 | 医療法人等が特別支援学校において医療的ケアを実施する請負契約を受託可能とするための規制緩和 | 医療法第7条第5項及び第42条 | 都道府県知事は、医療法第7条第5項により、営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、開設の許可を与えないことができる。 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、医療法第42条各号に掲げる業務を附帯業務として行うことができる。 | 医療法第7条第5項により規制されている営利行為について、特別支援学校において必要な医療的ケアを看護師が行うための請負契約については規制対象外としていただきたい。 また、同法第42条に掲げる附帯業務として、特別支援学校において看護師が行う医療的ケア業務(在宅でない学校での業務)を認めていただきたい。 | 特別支援学校における、医療的ケア体制の維持と質の確保を目指す。 具体的には、訪問看護ステーション等を有する医療法人等と、特別支援学校の設置者とが業務委託契約を締結し、特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒に対し、医療法人等の看護師が医師の指示書に基づいて医療的ケア業務(自由診療、保険適用外)を実施する。 これにより、特別支援学校における安定的な医療的ケア体制の確保と、医療的ケアの質の確保が可能となる。 現状 姫路市立書写養護学校では、現在、児童生徒70名中約20名が常時医療的ケアを必要としており、市の臨時看護師5名が学校外の医師の指示書により医療的ケアを実施している。しかし、これまでも看護師の人員の確保には苦慮しており、今年度末には全ての看護師が退職を希望するなど将来に亘る継続的な学校運営が危ぶまれる状況が続いている。また、学校には、看護師を研修・指導するノウハウが無く、医療的ケアの質の確保も課題となっている。 提案理由 特別支援学校は重度・重複障害かつ医療的ケアを必要とする児童生徒が多数通学しているという特殊な状況のもと、常時看護師の配置が必要な状態にあるという児童生徒側の医療の必要性と、学校設置者としての看護体制の整備の必要性に基づいて業務委託契約を締結しようとするものであり、医療法の非営利原則の趣旨を損なうものではないと考える。また、請負であるがために営利と判断され、一律に規制されることは、通学する児童生徒にとって不利益となることから規制緩和を求めるものである。 | F | IV | 医療法第7条第5項の医療機関の非営利性については、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案する等により判断されるものであり、病院等が特別支援学校において必要な医療的ケアを看護師が行うための契約を締結したことをもって、直ちに当該病院等が営利を目的とするものと判断されるものではない。 特別支援学校において必要な医療的ケアを看護師が行う事業を医療法人の業務に位置付けることについて、速やかに検討し、結論を得る予定である。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、今後の検討過程及び検討項目について、具体的なスケジュールを提示されたい。 | 特別支援学校における医療的ケア体制の問題は、緊急的な課題であるため、できるだけ早い時期に解決したいと考えております。このため、検討から実施までの具体的なスケジュールについてお示しいただけないでしょうか。 | F | IV | 特別支援学校において医療のニーズの高い児童生徒等に対して安全かつ適切な医療を提供することの重要性を踏まえ、特別支援学校において必要な医療的ケアを看護師が行う事業を医療法人の業務に位置付けることについて、速やかに検討し、結論を得る予定である。 | | 0 0 0 3 0 1 0 | 姫路市 | 兵庫県 | 厚生労働省 |